

「高山市立北稜中学校いじめ防止基本方針」

(含【学校いじめ防止プログラム】・【早期発見・事案対応マニュアル】)

令和5年5月

1:いじめ問題に対する基本的な考え方

(定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～いじめ防止対策推進法第2条(定義)より～

(基本認識)

いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人の生徒に徹底する。いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を生徒にもたせる。

(学校としての構え)

- ・「あなたが大切だ」というメッセージを届ける。

生徒の「言葉」と「心」に耳を傾け、眼差しを届ける。

- ・「いじめ」を許さない心を持たせる。

「寂しい思いをしている子」を見逃さない。早期発見に心がけ、全職員(組織)ですぐに解決にあたる。

- ・「いじめ」につながる行為を具体的に示し、いじめの未然防止に取り組む。

SNSの使用法についての啓発活動を、年間を通して行い、生徒の自発的な取り組みにつながる指導をする。

学級内で起きる問題を必要に応じて取りあげながら、生徒が問題点を見付けられるまで丁寧に指導する。

2:いじめの未然防止のための取り組み

教育活動を通して、以下のことを留意して、指導をしていく

- ・生徒に自己有用感と自己肯定感をもたせられる活動を仕組む
- ・共感的な人間関係の育成

(1) 授業

○「分かりません」「なぜ？」を大切に授業を通して、対話を通して自分の考えをつくり、それを発信する授業を目指す。→授業の在り方もいじめ防止の大事な要素ととらえる。

- ・「どんな考えも貴重な意見なんだ。私はここにいていいんだ。」と思える授業づくり。
- ・「課題を解決しようと一生懸命探求する仲間に説明する姿・一生懸命聞く姿が美しい」と励まし続ける授業づくり。

(教師の説明は最小限)

- ・「自分の考えを仲間に伝えたい」と思える授業づくり。

- ・トリオ交流等を充実させ、「自分の考えを伝える」「仲間の考えを聞く」「つくった自分の考えをまとめる」という力をつけられるような指導。
- 「分かる」「できる」「高まる」と実感できる学習過程を大切にし、終末に力がつく授業を目指す。
 - ・教師は「学力が向上した」「技能が向上した」という結果を重視し、生徒の自信と誇りにつなげる。
 - ・終末での確実な見届けと個別指導の充実。
 - ・家庭学習の「量から質」への転換について、全職員で力を注ぐ。
 - 見通しをもった学習方法を教科担任中心となって指導する。

(2) 仲間づくり

- 規範意識と思いやりのある集団作りを目指す。
 - ・4本柱（学習・挨拶・合唱・掃除）を、「自信」と「誇り」へ高める。
 - ・自浄力をもつ生徒や集団とするために、全教師が執行部・委員会委員長の、リーダー指導とともにフォローの指導にも努める。
 - ・朝活・夕活の充実に力を入れる。（目標づくり・見届け評価・話し合い）

(3) 組織的な教育相談体制の充実により、生徒の心の安定を図る。

- ・ハイパーQU・心のアンケート・全職員マイサポーター等（ハイパーQUは1・2年生だけではなく、独自予算で3年生にも実施する。）様々な方法を活用し、生徒の変化をキャッチする。
- ・「心のアンケート」「生活アンケート」を隔月で実施し、生徒の様子や変容を把握できるようにする。
- ・アンケート結果については、速やかに全職員で共有する。気になる内容については、教育相談委員会等で検討し、直ぐに対応する。

○情報モラル教育の充実を図る。

- ・インターネット上の誹謗中傷等について、外部講師を招いて、情報モラルを学習する場を設定する。
- ・リーフレット・通信等を用いたり、講演会や講習会を一緒に聞いたりして、保護者や地域の協力も得ながら指導していく。

3: いじめの早期発見・早期対応のための取り組み

(1) 全職員での情報共有

- ・学級担任や教科担任、養護教諭、スクールカウンセラーや保健相談員等、全職員が些細なサインも見逃さないよう、生徒の表情や行動を観察し、密に情報交換を行う。
- ・朝活・夕活での一日の目標や反省を充実させるとともに、仲間の良いところを積極的に見つけて発言するように指導する。また、生活ノート等にも注意を払い、生徒や生徒間の様子を把握し、生徒との思いの交流を密にする。また、教室外、校舎外での生徒会活動や部活動での生徒の様子や情報また、大会での活躍や、練習での態度、欠席状況などの変化に注意する。
- ・「全職員マイサポーター制度」を設け、担任だけでなく、全ての職員が生徒の表情や行動を観察し、生徒の心に寄り添えるよう努める。

(2) 組織的な教育相談体制

- ・年5回の「生活アンケート」や年5回の「心のアンケート」「QU」を実施して、生徒の実態把握に努め、教育相談担当や養護教諭、スクールカウンセラーと連携を図り、常に生徒の様子を把握しておく。

(3) 職員研修

- ・教職員の研修を行う。また、チェックリストの活用を推進する。
 - 年度当初の職員会におけるいじめ防止対策の研修
 - 「いじめ未然防止プログラム」「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」を活用した研修
 - 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用した生徒理解の研修
- ・生徒理解研やQUの活用研修など、職員の研修に努める。

(4) 家庭との連携

- ・保護者との良好な関係を築くために、通信や懇談を重視して、学校や学級の様子を発信し、保護者や地域と連携しながら、協力や理解を求めていくように努める。
- ・全職員マイサポーター制度やオンライン教育相談を保護者にも周知し、気軽に相談できる制度をつくる。
- ・学級懇談会等で、お子様の気になる言動（以下の内容）がある場合には、学校に相談してほしいことを伝える。

- ・理由が明確でない衣服の汚れや破れ・けがやあざ。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたりする。
- ・学校の話題を避けたり、家族に怒りっぽくなったりする。
- ・前夜は元気だが、登校時間になると体調不良を訴える。
- ・金品を持ち出したり、必要以上に要求したりする。
- ・友人関係の大きな変化や重たい足取りでの外出、異様な明るさ。
- ・部屋に閉じこもることが多くなったり、友人からの誘いを断ったりする。

(5) 地域、関係機関との連携

- ・年3回の学校運営協議会で、学校の運営方針や生徒の状況等を伝え、学校運営についてご意見をいただく。
- ・関係機関にもケース会議に参加していただくなどして、状況に応じて積極的に連携をすすめる。

高山市教育委員会 校区の小学校 飛騨地区内の高等学校・特別支援学校
飛騨子ども相談センター SSW 高山市役所市民福祉部 学校運営協議員
民生委員 高山警察署（駐在所）

4:いじめの未然防止・対策委員会の設置

(いじめ防止対策推進法第22条) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

<いじめ防止対策委員会組織図>		
学校長 ・ 教頭		
生徒指導委員会 (いじめ対応を含む) + 教育相談委員会 (不登校対応含む) 生徒指導 + 教育相談コーディネーター + 養護教諭 特活主任 + < 保健相談員 , 関係職員, SC >		
北稜校区生徒指導連携協議会 北稜中 PTA 学校運営協議会		
高山市教育委員会 民生委員 北稜中学校保健会 高山警察署 (駐在所)		

5:いじめの未然防止・早期発見・早期対応の年間計画 【学校いじめ防止プログラム】

月	取り組み内容	備考
4月	生徒理解研 (新入生引き継ぎ事項, 各学年の生徒交流) PTA 総会, 各学級懇談会での方針説明 (情報モラル含む) 生徒会執行部からの「願い」 (いじめ・SNS問題含む) 第1回「生活アンケート」	
5月	高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 第1回「心のアンケート」 (SNS含む) 北稜校区生徒指導連携協議会 (保小中の情報交流) 「学校運営協議会」での学校の「方針説明」 第1回「QUアンケート」	
6月	生徒理解研 地区懇談会 (各地区での生徒の様子交流) 第2回「生活アンケート」 教育相談週間	「心のアンケート」と「生活アンケート」を実施する。対応を迅速に行う。
7月	第1回学校評価実施 (生徒・保護者・教職員) 各学級懇談会での保護者との意見交流 第2回「心のアンケート」 (無記名式)	第1回県いじめ調査
8月	QU研修 生徒理解研 (夏期休業中の生徒の様子交流)	
9月	生徒理解研 (各学級での学習支援生徒の交流) 高山市総合防災訓練 (命を守る指導) 第3回「生活アンケート」実施	

10月	第3回「心のアンケート」 教育相談週間実施（前後期の境に際し）	
11月	三者懇談会に向けての教育相談会の実施（進路指導含む） 第2回「QUアンケート」第4回「生活アンケート」	
12月	「ひびきあいの日」に向けた取組 人権集会（生徒会主催・生徒会人権宣言含む） 各学級懇談会での保護者との意見交流 第2回学校評価実施（生徒・保護者・教職員） 第4回「心のアンケート」	第2回県いじめ調査
1月	生徒理解研 第5回「生活アンケート」実施	
2月	3年生を送る会の取り組みを通しての生徒会活動の改善 学校運営協議会 第5回「心のアンケート」	
3月	校区小学校との引き継ぎ 今年度の反省と来年度の方針等の決定 生徒理解研（今年度の反省と来年度への方向）	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止等のため、変更となる場合があります。

6:いじめ問題発生時の対応 【早期発見・事案対応マニュアル】

○いじめ発生時の基本的な対応

いじめの発生

→いじめの発生いじめの噂や訴えを聞いたとき (アンケートによる把握も含む)

- ・どんな噂や訴えも必ず聞く。
- ・できるだけ多くの情報を得る。
- ・訴えが被害者やその家族の場合は、相手の立場に立って話を聴く。

→いじめを発見したとき

- ・状況に応じて応援を頼む。
- ・毅然とした態度で、いじめを止め、被害者を守る。
- ・被害者がけがをしている場合は、けがの手当をする。
- ・被害者に共感する言葉かけを行う。また、「あなたが大切だ」と伝える。
- ・「あなたを守りたい」と伝えるとともに、どんなことをされたか聴く。
- ・加害者や周りの生徒から冷静に状況を聴き、事実を把握する。

【事実確認のチェック項目】

- 「だれが、だれから」
被害者・加害者及びその人数の確認
- 「いつ、どこで」時間と場所の確認
- 「何を、どのように、どれくらい」
内容や量, 頻度
- 「きっかけは、なぜ」背景と要因
- 「いつ頃から続いているか」期間

いじめの発生の報告

- ・直ちに報告する。
 - 発見者→担任→生徒指導主事→教頭→校長
- ・報告する内容
 - 被害者, 加害者, 傍観者の学年, 名前, 時間, 場所, いじめの状況, けがの様子
 - いじめの発見やいじめのうわさ, 訴えを聞いた時に対処した内容
- ・上記の報告内容や指導したことを詳細に記録しておく。
(校内の報告枠に記録し, 保管する。)

確かな事実の確認

- ・被害者, 加害者から別々に事実を聞き, いじめの状況を正確に把握する。
- ・被害者の立場に立って, じっくり話を聴き, 安心感を与える。
- ・被害者, 加害者両方の話を確認し, 矛盾がないか慎重に検討する。

校内いじめ対策委員会の開催

全職員が共通理解し、校長を中心とし全校指導体制で臨む。

- ・集めた情報を確認し、今後の対応、指導について決める。
- ・決めたことを全職員に伝える。

被害者への指導・援助

- ・担任が中心となり、いじめられた生徒の心の支えになる。
- ・いじめられた生徒を理解する仲間を学級の中につくる。（学級・道徳・教科・部活動の指導）
- ・「あなたが大切だ」という思いを、学級で共有する。

加害者への指導・支援

- ・いじめはいかなる理由があっても絶対に許されない行為であることに、担任が中心となり全職員で気付かせる。
- ・いじめをしてしまった自分の心の弱さに気付かせ、それを乗り越えていこうとする気持ちをもたせる。

当事者の家庭との連携・協力

被害生徒の家庭へ	加害生徒の家庭へ
<ul style="list-style-type: none">・いじめの事実を説明し、学校がいじめについて全校でどのように対応しているか、または、対応しようとしているかを伝え、理解と協力を得る。・保護者の気持ちを理解し、保護者の支えとなる。・経過を逐一伝える。・必要に応じて家庭訪問を基本として、直接話し合う。	<ul style="list-style-type: none">・いじめの事実や被害者の苦しみを説明し、今後の指導の在り方を共に考え、協力して指導に当たれるようにする。・一方的に非難することなく、保護者の立場に立って共に考える。・経過を逐一伝える。・必要に応じて、家庭訪問または、学校に来ていただいて、直接話し合う。

関係機関との連携

- ・教育委員会への報告、警察、子ども相談センター、SC、SSW等との連携

いじめの解消

- ① いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月間）継続している
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと（本人・保護者に面談等で確認する）
- 二つの要件が満たされている場合、いじめの解消とする。

- ・解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性を考え、被害生徒及び加害生徒について、日常的に注意深く観察する。

7:その他留意事項

○「重大事態」と判断された場合の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるときは以下の対応を行う。
- ・生徒及び保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したもとして市教育委員会に報告するとともに、同様に以下の対応を行う。

- ①市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ②当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするために調査にあたる。
- ③上記調査を行った場合は、調査について市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④生徒の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

○学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の評価をする。

- ①いじめの早期発見の取り組みに関すること
- ②いじめの再発を防止するための取り組みに関すること

【いじめ防止・早期発見のための達成目標】

- ・年間8回のアンケートを実施し、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、教育相談を実施する。
- ・年間11回以上の生徒理解研を行い、生徒の実態把握と情報共有に努める。

○個人情報等の取扱いについて

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから、5年間保存する。

R2.4月一部改訂

R3.5月一部改訂

R4.5月一部改訂